

令和 2 年度 練馬区社会福祉法人指導監査実施計画

1 策定根拠

「社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について」（平成 29 年 4 月 27 日付け雇児発 0427 第 7 号、社援発 0427 第 1 号、老発 0427 第 1 号）別添「社会福祉法人指導監査実施要綱」2（2）

2 実施方針

今日、後期高齢者の急増や少子化の進展、人口減少等を背景に、福祉ニーズはますます多様化・複雑化している。社会福祉法人は、社会福祉事業の主たる担い手として、このような福祉ニーズにきめ細かく対応し、地域社会に貢献していくことが求められている。

一方、平成 28 年 4 月（一部 29 年 4 月）に、社会福祉法人に対する指導監査について、国の基準を明確化（ローカルルールのは正）し、指導監査の効率化を図るために、指導監査実施要綱の見直しやガイドラインの作成が行われた。また、平成 30 年 4 月には社会福祉法人への指導方法の標準化を徹底するため、ガイドラインが一部改正された。

練馬区においても、平成 30 年 4 月に障害福祉サービス検査、31 年 4 月に保育サービス検査が福祉部管理課へと段階的に組織集約された。更に令和 2 年 4 月には、介護サービス検査の組織集約とともに、新たに指導検査担当課が設置され、福祉サービスの指導検査体制の一層の充実・強化が図られている。

これらの動向を十分に踏まえ、社会福祉法人の適正な法人運営と社会福祉事業の健全な経営の確保を図るため、法人経営組織のガバナンスや財務規律の強化、事業運営の透明性の確保に主眼を置いた法人指導監査を実施する。

3 重点項目

（1）一般監査

ア 法人運営

（ア）評議員

- a 欠格事由に該当する者が選任されていないか。
- b 実際に評議員会に参加できない者が名目的に選任されていないか。

（イ）評議員会

- a 招集通知に記載しなければならない事項は理事会の決議によっているか。

b 決議について特別の利害関係を有する評議員が議決に加わっていないか。

(ウ) 理事

a 欠格事由を有する者が選任されていないか。

b 実際に法人運営に参加できない者が名目的に選任されていないか。

(エ) 監事

欠格事由を有する者が選任されていないか。

(オ) 理事会

決議について特別の利害関係を有する理事が議決に加わっていないか。

(カ) 役員（理事、監事）の報酬

役員（理事、監事）の報酬等の額が定款または評議員会の決議によって定められているか。

イ 事業

「地域における公益的な取組」を実施しているか。

ウ 会計管理

a 経理規程が遵守されているか。

b 会計責任者と出納職員との兼務を避けるなど、内部牽制に配慮した体制とされているか。

c 附属明細書に係る勘定科目と金額が計算書類と整合しているか。

エ その他

a 社会福祉充実計画に定める事業が計画に沿って行われているか。

b 契約等が適正に行われているか。

(2) 特別監査

特別監査の重点項目は問題に応じその都度設定する。

4 指導監査の概要

(1) 対象法人

過去2か年度に練馬区の指導監査を受けていない区所轄の法人（年度途中で認可を受けた法人を含む）および文書指摘を行った法人から選定する。また東京都の施設検査の予定があり、区との合同検査が可能な場合は、原則として当該法人も監査対象とする。

なお、社会福祉法人の指導監査に際しては、当該法人が運営する施設の指導検査と一体的に実施するよう努める。

(2) 随時実施

前項までのほか、本年度は監査を予定していないが、法人設立で施設整備を行っている場合、利用者からの苦情が多く寄せられている場合、その他必要と認められる場合は、随時、一般監査を実施する。

なお、度々の指導にもかかわらず、改善が図られない場合や法人経営上重大な問題が生じたと認められる場合は、特別監査を実施する。

(3) 実施時期

以下の事項を踏まえ、一般監査の実施時期は概ね7月から2月までとする。

ア 社会福祉法や関係法令上、社会福祉法人は、毎年度6月末までに現況報告書や決算書類を提出することとなっていること。

イ 指導監査実施後、文書による改善指導や改善報告、改善確認等を行う期間が必要であること。

なお、具体的な監査日については、東京都の実施計画（合同検査）の結果や施設検査担当部署との調整を踏まえて決定する。

(4) 実施方法

「練馬区社会福祉法人指導監査実施要領（平成29年6月27日29練福管第513号）」による。